

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができ、資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

「再生可能エネルギー電気」とは再生可能エネルギー発電設備を用いて太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスその他主務省令で定める再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいうこと、「再生可能エネルギー発電設備」とは再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいうことその他この法律において使用する用語について必要な定義規定を設けること。

(第二条関係)

第三 基本方針

一 主務大臣は、農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電

の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 二 基本方針においては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項、農用地及び林地（以下「農林地」という。）並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項等を定めるものとする。

（第三条関係）

第四 基本計画

- 一 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができるものとする。

- 二 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （一）再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

(二) (一)に掲げる区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

(三) 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を

図る区域を定める場合にあつては、その区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るための方策

(四) (三)に掲げる事項のほか、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

三 基本計画においては、二の(一)から(四)までに掲げる事項のほか、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する目標その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

四 基本計画には、市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は賃借権その他の権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する事

項を定めることができるものとする。

五 二の(一)に掲げる区域は、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産省令で定める基準に従い、定めるものとする。

六 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、基本計画の作成についての提案をすることができるものとする。

七 市町村は、基本計画を作成しようとする場合において、第六の一の協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について当該協議会における協議をしなければならないものとする。

(第四条関係)

第五 都道府県の援助

都道府県は、基本計画を作成しようとし、又は作成した市町村に対し、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(第五条関係)

第六 協議会

一 基本計画を作成しようとする市町村は、基本計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、当該市町村、当該市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者並びに当該市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者を構成員とする協議会を組織することができるものとする。

二 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

(第六条関係)

第七 設備整備計画の認定等

一 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができるものとする。

二 設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(一) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー

発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間

- (二) (一)の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業関連施設の整備その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

- (三) (一)の再生可能エネルギー発電設備又は(二)の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

- (四) (一)の整備及び(二)の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- (五) その他農林水産省令・環境省令で定める事項

三 計画作成市町村は、一の申請に係る設備整備計画が基本計画に適合するものであること等の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

四 認定を受けた設備整備計画の変更及び認定（変更の認定等を含む。）を受けた設備整備計画（以下「認定設備整備計画」という。）の認定の取消しについて規定すること。（第七条及び第八条関係）

第八 農地法の特例

一 第七の三の認定を受けた者（以下「認定設備整備者」という。）が認定設備整備計画に従って農地を

農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなすものとする。

- 二 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなすものとする。

(第九条関係)

第九 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例

認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて集約酪農地域の区域内にある草地において行う行為については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第九条の規定は、適用しないものとする。

(第十条関係)

第十 森林法の特例

- 一 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて民有林において森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなすものとする。

- 二 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて保安林において森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなすものとする。

(第十一条関係)

第十一 漁港漁場整備法の特例

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って漁港の区域内の水域又は公共空地において漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなすものとする。

(第十二条関係)

第十二 海岸法の特例

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って海岸保全区域(海岸法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。)内において海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなすものとする。

(第十三条関係)

第十三 自然公園法の特例

一 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなすものとする。

二 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しないものとする。

(第十四条関係)

第十四 温泉法の特例

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなすものとする。

(第十五条関係)

第十五 所有権移転等促進計画の作成等

一 計画作成市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

(第十六条第一項関係)

二 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件その他の一定の要件に該当するものでなければならないものとする。

(一) 所有権の移転等を受ける者及び当該土地について所有権、賃借権その他の権利を有する者の全ての

同意が得られていること。

(二) 土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められること。

(三) 所有権移転等促進計画の内容が、認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するよう定められていること。

(第十六条第三項関係)

三 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならないものとし、当該公告があつたときは、当該所有権移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は賃借権その他の権利が設定され、若しくは移転するものとする。

(第十七条及び第十八条関係)

四 三の公告があつた所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができるものとする。

(第十九条関係)

主務大臣、権限の委任及び事務の区分について規定すること。 (第二十条から第二十二条まで関係)

第十七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

三 その他この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うものとする。